

奈良県告示第百三十七号

大和都市計画都市高速鉄道を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画都市高速鉄道一号西日本旅客鉄道関西線	奈良市大森西町、大安寺三丁目、大安寺七丁目、恋の窪東町、大安寺西三丁目、八条二丁目、八条三丁目及び八条四丁目

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課

三 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同月二十一日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十七年八月二十一日までに必着するよう提出すること。